

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第299条の規定を準用し、同法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和2年2月19日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 渡辺 裕

# 令和元年度定期事務監査の結果

## 1. 監査の対象

(定期監査)

- ・総務課、警防課、予防課
- ・大東消防署、四條畷消防署

## 2. 監査の期間

令和元年12月5日～令和2年1月22日

## 3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準に基づき、大東四條畷消防組合財務規則第97条の規定による備品台帳の管理について、関係する帳簿並びに保管する文書等の提出を求めた。

これらをもとに各所管課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

## 4. 指摘及び留意事項

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

現在高報告書と備品（重要物品台帳）の相違について

財務規則第97条の規定により重要物品については、備品（重要物品）台帳を備え、取得、管理及び廃止の記録を行わなければならないとされている。また、同規則第100条の規定において、重要物品を廃棄処分した場合は、重要物品不用・処分通知書により物品取扱員を通じて会計管理者に通知しなければならないとされているが、一部において欠落による不整合がみられた。については、財務規則の規定に基づき適切な事務処理の執行に努められたい。

## 5. 監査委員意見

今年度は、財務規則第97条の規定に基づく「備品台帳の管理」について、監査を行いました。概ね適正と判断しますが、現在高報告書と重要物品台帳との数に一部相違が見受けられました。重要物品における事務処理については、財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行い、現在高報告書と重要物品台帳との整合性を図っていただきたい。

また、資産の保有状況と併せて、その資産の調達状況等も確認することが、統一

的基準による地方公会計制度に基づく固定資産台帳の整備にも繋がっていくことから、適正な資産の管理・把握に努めていただきたい。

最後に、備品については、一つひとつが公費で購入されたものであり、組合の貴重な財産であることの認識を強く持たれ、より一層備品の管理を徹底し、有効活用していくことを要望するものです。